

## 自由フランスから第四

### 共和国までの基本法 (四) 訳

山本浩三

#### 四 第一次フランシ共和国臨時政府

国民解放フランス委員会は一九四四年六月三日の命令で、フランス共和国臨時政府となるようになったが、一九四五年十一月二日の公権力の臨時組織を定める法律によって、その法的基礎が確立されるまでの政府を第一次フランス共和国臨時政府といい、それ以後の政府は第二次フランス共和国臨時政府とよばれている。<sup>註1</sup>

一九四四年六月六日、連合軍は北仏ノルマンディーのカーン附近に大挙上陸した。

この待望の第二戦線の到来は、国内の日まじに熾烈になるレヂスタンスとともにドイツ軍の敗色を一そう濃くし、それと結びついたヴィシー政権の命運を早めることとなった。

フランス本国のこの状況をアルジェーで注視していたド・ゴールは八月九日「大陸の領土に共和的合法性の回復にかんする命令」を發した。

自由フランスから第四共和国までの基本法(四)訳

この命令はヴィシー政権の合法性 (légalité) と正統性 (légitimité) を論じる場合に無視できないものである。

命令は一九四〇年六月一六日を「共和国の正統な最後の政府の崩壊の日」と定め、それ以後のすべての法と行為の無効を宣言している。六月一六日とはレイノー内閣が倒れ、ペタン内閣の成立した日である。命令はこの日以後の政府を事実の権力とみなし、その合法性も正統性も否定している。しかし、この点について学説は必ずしも一致していない。たとえば、ビュルドオ教授は、<sup>註2</sup>宮沢教授が<sup>註3</sup>すでに引用しているが、七月十日の憲法的法律に基くヴィシー政府までも合法的政府とし、六月十六日を正統性の失われた日とみている。ヴデル教授は<sup>註4</sup>一九四〇年六月一六日から七月一〇日までのペタン内閣は正規の政府であり、合法的であり正統的であったとみている。ヴデル教授によると、ペタン内閣が合法性を失うのは七月一〇日以後で、決定的に正統性をなくする時期は一九四二年十一月以後になる。

憲法学上ポアレミックな概念である、合法性と正統性、ヴィシー政府の合法性と正統性、ド・ゴール政府の合法性と正統性それに関連した第三共和国憲法から第四共和国憲法への連続又は断絶など多くの興味ある問題が残っているが、この訳業が一応おわたのちにとりくみたいと思っている。

註1 J. Laferrrière. Manuel de Droit Constitutionnel

2nd. p. 879.

G. Vedel. Manuel elementaire de Droit Constitutionnel. p. 286

G. Burdeau. Manuel de Droit Constitutionnel.

p. 204.

註2 Burdeau. op. cit. p. 207

註3 宮沢俊義「フランス第四共和制憲法について」(季刊

法律学第六号) p. 9.

註4 Vedel. op. cit p. 276~281

大陸の領土に共和的合法性の回復にかんする一九四四年八月九日の命令

#### 趣旨説明

大陸の領土の解放は、直接の方法で、敵の現存によって強制された制度の創設の前に効力をもっていた共和的合法性の回復が伴われねばならない。

この回復の第一の行為は、(フランス政府の形態は共和制であり、共和制としてとどまる。法的には共和制は存在することを止めなかった。)というこの確認である。

これがこれに関連した法案第一条の目的である。

この最初の確認が表明されてから、他の必要なことが生ずる。フランスに強制された事実の権力が公布した法律と規則、事実の権力が命じ又は決定した個々の行政処分はその意思からいかなる拘束力を引出すこともできず、無効のままである。以

上に表明された原理の論理的結果はやはり無効であらねばならない。

無効な法文と行為の時期の出発点を定めるのが第二条第一項の目的である。

一九四〇年六月十四日における、共和国の正統な最後の政府の崩壊ののちのすべてのものは明白に無効とされる。

但し、実際の利益の考慮が、一九四〇年六月十六日の前記の日に施行されていた法規範へ変遷なしに復帰することを避けしめ、かつ、この目的において、あるいは法のある効力の臨時的維持を許す暫定期間、あるいはその顛覆が国にその確認よりも重大な混乱をもたらす、ある既得状態を決定的に有効にするこゝとまでも、遵守せしめるようにする。

それにまた、共和政体によって否認されなかった法律や規則の法文が加えられ、奉仕の良き前進であると充分に了解された利益によってのみする気になった個々の行政行為は採用された。おのおの場合に必然的に同一の新しい法文と行政行為を代置するためにこれらの法文と行政行為を無効にすることは、政治生活の再開を確保するために必要な努力を倍加しながら、極度の、長い期間の混乱を政治生活に惹起するだろう。

そのために、無効は明示的に確認されねばならないということとを決定する必要がある。これが第二条第二項の目的である。このように表明された原理はつぎの必要な結果を認容する。

すなわち無効が明示的に確認されなかったかぎり、事実の権力の行為は、それがどのようなものであっても、つづいて臨時の適用をうける。

しかし、法案は、できるだけ最短期間内に、決定的な方法で、無効とされる行為の効力の停止と維持される行為の妥当をもたらず、これらの行為の全般的改訂を首尾よくするという、政府の意思を表明している。

第七条はこの結果とこの決定的な意思を表明している。

すべてのこれらの原理が定められたのち、命令案は、その性質とその明白な起原によって、すべての他のものに先立って、すべての妥当から排除されねばならず、その無効が明らかに過去の効力にまで及ぶ、いくつかの法文の明示的無効を命じる。これが第三条に列挙されているものである。

ついで、回復された原理と共存出来ず、今からその決定的な妥当はひとしくされねばならないが、しかし個別的に列挙することが都合いいと思われた、そしてそのときに注意をしてそれらを区別すると、それらの過去の効力が取消されるか又は反対に社会の必要によって、認められるということが生じる、すべてのものを、附記の表を参照して、列挙する。(第四条と第一表と第二表)

このようにして—臨時的に—事実の権力の立法について終ったとき、政府に提出された法案は遅滞なく、すでに政府によ

て決定されたいくつかの法文を採用する、そしてその法文を直ちに採用することが不可欠である。

つねに、前に定められた見解で、次のことを指示する。すでに発せられた他の法文—それがそれを確定するように、自由フランスの法文、戦うフランスの法文、一九四三年三月一日以来の民事軍事統監府の法文、そしておわりに国民解放フランス委員会の法文—は、そのおのおののために明示的に定められる筈の日からのみ適用される。ただし、帝国内での既得権は留保される。(第五条と第六条)

ついで、命令案は例外裁判所の判決(命令がその裁判所組織の法文を無効にした)と個々の行政行為を取扱う。

命令は、解放の理由のために遂行された行為の正統性にかんする一九四三年七月六日の命令により、かつこれらの事実のためになされた宣告の再審において解除されるものを除いては、遡及的に判決を有効とし、その判決はこの命令に従属している。又命令は臨時的に個々の行政行為を維持する。

おわりに法文は、戦う人々のフランス軍ほか、列挙している反国民的団体の解散を宣告している。法文はそれらの財産の供託を命じ、それが命ずる刑罰の制裁の下に、その再建を禁じている。すべてのこれらの団体はあまりにも密接に事実の権力に結びつけられていたので共和的合法性を回復する法文がそれ自体にそれらの禁止を命じるのである。

このようなものが大陸の領土すなわち、フランス本国に、共和的合法性の回復を定める命令である。このようにきめられた処置に先立つ解放から生じた立法的状态が特別の法文を必要とし、そしてその法文は程なく発せられるであろうコルシカ島の実事は例外である。

命令は祖国を窒息させていた敵の息のかかった法規制定から祖国を解放することを直接の目的としている。しかし又祖国が法的無秩序あるいは不安定さえも免れることを直接の目的としている。

もちろん、本命令は他の法文を必要とする、しかし立法計画上、本命令はすでに決定的な解放の行為である。

第一条 フランス政府の形態は共和制であり、共和制としてとどまる。法的には共和制は存在することをやめなかった。

第二条 それ故、それがいかなる名称でも、一九四〇年六月一六日のちフランス共和国臨時政府の再建まで大陸の領土上に公布された、すべての憲法的、法律的、規則的法及びその執行のためになされた決定は無効でありかつ効力は無効である。この無効は明示的に確認されねばならない。

第三条 つぎの法 (Acte) の無効は明示的に確認される。

(一九四〇年七月十日の憲法的法律) とよばれる法。

(憲法的法) とよばれるすべての法。

例外裁判所を創設したすべての法

敵の利益のために強制労働を課したすべての法

秘密結社にかんするすべての法

ユダヤ人の資格に基く何らかの差別待遇を確立し又は適用するすべての法

執行文にかんする(一九四〇年七月一六日の統令) とよばれる法。但し、(一九四〇年七月十六日の統令) とよばれる法によって命ぜられた執行文で授与された *croixes* と *expeditions* の持参人は再建された執行文を附加させることなしにそれらを執行することができる。

第四条 本命令に記載された I II 表に指定された法の無効はひとしく明示的に確認される。第一表に記載された法に対しては、無効の確認は本命令の施行前のその適用に基く効力にまでおよぶ。第二表に記載された法に対しては、無効の確認は本命令の施行前のその適用に基く効力を害しない。

第五条 本命令の III 表に指定された法文はフランスの大陸の領土に即刻に執行されることが宣言される。

第六条 自由フランスの官報、戦うフランスの官報、一九四三年三月十八日以来の民事軍事フランス統監府の官報、おわり一九四三年六月十日と本命令の日との間のフランス共和国の官報で、公布された法文は、そのおの／＼のために明示的に定められる日からのみフランスの大陸の領土上に適用される。

ただし、前述の法文によつて帝国内で正規に獲得された権利は今から尊重されねばならない。

第七条 無効が本命令又は附記の表中に明示的に確認されない（フランス国家の政府）と自称する事実の権力の法は臨時的につづけて適用される。

この臨時的な適用は第二條に定められたその無効の明示の確認によつてだんだんと終了する。

この確認は可能なもつとも近い日に公布される、のちの命令によつてなされる。

第八条 その判決が一九四三年七月六日の命令で、かつ解放の理由のために遂行された行為の正統性にかんするのちの法文でかつこれらの事実のためになされた宣告の再審において解除されないときには、第三条に定められた例外裁判所の判決は適及的に有効である。

第九条 一九四〇年六月一六日ののちの行政行為は適及的にかつ臨時的に有効である。

第十条 つぎの団体および同様のかつ附屬のすべての組織は直ちに解散させられる。

戦う人びとのフランス軍

通称反国民的団体

レジオン勳章の奉仕

国民軍

協力団

アフリカ軍

反ボルシェヴィキ国民軍

三色軍

フランシスト党

人民国家連合

即時救済労働者委員会

社会革命運動

フランス人民党

フランスと海外の青年

これらの団体の財産は直ちに登記所の行政供託の下に置かれ、そして登記所の監理下におかれる。

本条で列挙された団体の維持と再建に直接又は間接に参加するものは誰でも刑法の第四二条、第七五条と附隨の適用を除外して、一年から五年の禁錮および千フランから十万フランの罰金を課せられる。

第十一条 命令はフランス共和国の官報で公布され、法律として執行される。本命令はその解放に相次いで大陸の領土に適用される。

特別命令が下ライン地方と上ライン地方とモゼール河地方の諸県のために発せられる。